

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する会長談話

平成28年12月8日

長野県弁護士会

会長 柳 澤 修 嗣

当会は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」、以下「本法案」という。）に対して、反対の立場を表明し、同法案の廃案を求める。

本法案は、カジノ施設を含む特定複合観光施設が、「観光及び地域経済の発展に寄与するとともに、財政の改善に資するものである」として、かかる施設の推進を「総合的かつ集中的に行うことを目的」とし（第1条）、一定の条件のもと民間業者がその設置運営をすることを認めるというものである。

本法案については、平成26年11月の衆議院解散で一旦廃案となったが、平成27年4月に再提出され、本年12月2日に衆議院内閣委員会において採決され、同月6日の衆議院本会議で可決され、自民党は今国会での成立を目指しているとのことである。

当会は、既に平成26年11月8日付で会長声明を出し、カジノ解禁によるギャンブル依存症及び多重債務問題の悪化、暴力団の資金源となるおそれ、青少年への悪影響等が懸念されることから、本法案に強く反対し、廃案を求めていたところである。しかしながら、今回、前記各弊害に関する十分な議論がなされないまま、拙速に本法案を通過させようとしている。

よって、当会は、本法案の成立に改めて強く反対し、廃案にすることを求める。

以 上